



平成7年設立時

弁護士業務の枠を越えた活動

弁護士 野々山 宏



司法制度改革の1つの目的に、法の支配を日本の社会の隅々まで広げることがあげられている。法曹人口の拡大、公設事務所の設置、法テラス（日本司法支援センター）の創設などが取り組まれてきた。これらは弁護士へのアクセスと裁判制度の利用をより容易にし、紛争を抱える市民とその解決をする弁護士とをつなげることに重点がある。

しかしながら、日本の社会の隅々まで法の支配を広げるには、弁護士が紛争当事者の代理人として紛争解決に携わるだけでは十分ではない。法の支配は、紛争解決の場面だけでなく、社会のニーズに適合した法を作り、その法を適切に執行し、さらには法の重要性を社会に広めていくことも重要だ。これらの業務は、これまで行政機関、教育機関などが担ってきたが、法の支配の実現のためには、法が必要となる社会的問題の実態や法の不備、さらには法執行の不十分さを知りうる立場にある弁護士もこれを担っていく必要がある。むしろ、業務を通じて法の支配の重要性を肌で知っている弁護士こそが、その経験を活かしてこれらに積極的に関与していくことが必要となっている。

このような問題意識もあって、当事務所では何人かが、弁

護士業務を中断し、あるいはこれと並行して、弁護士の経験を活かして他の職種に従事している。まず、私が2010年4月から2013年7月まで、独立行政法人国民生活センターの理事長として活動した。消費者庁が創設され、国や地方の消費者行政の変革の時期に、国民生活センターの解体の動きに抗するとともにその業務の充実を図ってきた。さらに、2013年4月には相井弁護士が、弁護士を辞めて国の代理人となる訟務検事に任官した。家族の東京移転に伴うものだが、弁護士の経験が活動の源泉となっているはずである。続いて、2014年8月に増田弁護士が、弁護士を辞めて内閣府消費者委員会の任期付公務員となり、消費者契約法や特定商取引法の改正作業に従事している。消費者法制の適切な立法作業には、消費者被害の実態や消費者訴訟事件の実情を知った弁護士が従事しなくてはならないという、長野弁護士の強い問題意識に基づいて、任期付公務員を目指すことを条件とした勤務弁護士を採用した結果であり、引き続き取り組まれている。社会の需要と時代の流れを見極めて、当事務所では、これからも弁護士の経験を活かしつつ、その枠を越えた活動を模索していきたいと考えている。

研究活動と弁護士業務との違い

客員弁護士 大瀬戸 豪志



東京から関西へ移って20年以上が経ちました。その間、立命館大学法学部と甲南大学法科大学院で研究教育に携わり、一昨年3月に教員生活を終えた後の2年間は弁護士の肩書だけで活動してまいりました。弁護士としての活動は、その期間を含めて10年近くになります。その間、大学での主たる研究領域であった知的財産法のうち、特許権、著作権及び商標権の侵害訴訟の代理人として裁判に携わったり、その他の裁判外の紛争処理に当たったこともあります。

そのような経験を通して大学での活動と弁護士業務との間の大きな違いとして感じられることは、自分の意見の影響の及び方です。大学では、自己の意見を論文や授業で開陳して、議論を闘わすのですが、他の研究者や学生に議論で負けたとしてもその影響が及ぶのは自分に対してだけです。悔しいと思うことはありますが、自分の財産や命までとられることはありません。これに対し、弁護士業務の場合、議論に負けて敗訴したときは、依頼者の財産がなくなったり、依頼者の自由や命までとられてしまうこともあります。議論の重みが全く違います。

弁護士経験を通して感じているもう一つの研究活動との違

いは、個人と組織との差です。社会現象が複雑化するにつれ、法学の世界でも組織的な研究が行われる場合が徐々に増えてきましたが、研究は一人で行うものという古くからの考え方がまだ強く残っています。私の専門分野である知的財産法の世界でも同様です。一方、弁護士活動に目をやると、とくに特許権に関する紛争では、弁護士が単独で事件を処理するということはほとんどありません。複数の弁護士が共同で事件を担当し、発明者本人や弁理士等の協力のもとに組織的に事件処理にあたるのが普通です。すべて一人で行う研究とはまったく違って、分野の異なる者が組織的に一体となって事件に取り組みます。そこでは、研究テーマと同じ論点・争点でありながらも、情報量や解決策の数などに大きな差異が生じます。両者を単純に比較することはできませんが、組織的な活動の方がより良い解決に導くことが多いように思われます。

これからの弁護士活動の遂行に当たって、上述のような弁護士の意見の重みと組織的な活動の有効性に留意して、依頼者からの信頼を得るべく業務に励む所存です。よろしくお願